

監理団体の皆様へ

【重要】茨城県における外国人技能実習生等向け技能検定試験の取扱いについて

茨城県職業能力開発協会
技能検定課

[第3報]令和2年5月7日

令和2年5月4日、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の期限が5月末まで延長され、茨城県は引き続き「特定警戒都道府県」と位置づけられました。

この発表を受けまして、茨城県職業能力開発協会では新型コロナウイルス感染拡大防止のために、外国人技能実習生等向け技能検定試験を延期いたします（具体的な取扱いは以下参照）。

なお、延期の対象となる試験を受け持つ監理団体へは、当協会より直接ご連絡申し上げます。

●令和2年5月11日～令和2年5月31日の間に予定していた外国人技能実習生等向け技能検定試験（基礎級・随時級）については、試験再開が可能と判断できるまで延期といたします。

●令和2年6月1日以降に予定している外国人技能実習生等向け技能検定試験（基礎級・随時級）についても、今後の動向次第では延期となる場合があります。延期となる場合は、別途お知らせいたします。

●現状を踏まえると、前述の延期分（5/11～5/31）の試験を、令和2年8月1日以降に実施する可能性が高いため、延期分以外で現在試験日程の連絡待ちとなっている案件につきましては、前述の延期分の対応等も含め、通常のスケジュールよりも試験日のご案内が大幅に遅れることが想定されます。この点ご了承願います。

～ 感染拡大の防止にご理解、ご協力をお願いします ～

（参考）

法務省より、技能検定等の受検ができない場合の取扱い（「特定活動（4ヶ月）」）が公表されております。以下URLより事前にご確認ください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00026.html

[第2報]令和2年5月1日

4月17日（金）から5月6日（水）までの試験を延期しておりますが、感染拡大防

止の観点から、新たに5月7日(木)から5月9日(土)に計画している同試験についても延期することといたしました。

なお、延期になった試験については、日程を再調整し、改めて監理団体ご担当者様にご連絡致しますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願い致します。

[第1報] 令和2年4月17日

令和2年4月16日、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令され、茨城県は「特定警戒都道府県」と位置づけられました。

この発表を受けまして、茨城県職業能力開発協会では新型コロナウイルス感染拡大防止のために、外国人技能実習生等向け技能検定試験を延期いたします(具体的な取扱いは以下参照)。

なお、延期の対象となる試験を受け持つ監理団体へは、当協会より直接ご連絡申し上げます。

●令和2年4月17日～令和2年5月6日の間に予定していた外国人技能実習生等向け技能検定試験(基礎級・随時級)については、試験再開が可能と判断できるまで延期といたします。

●令和2年5月7日以降に予定している外国人技能実習生等向け技能検定試験(基礎級・随時級)についても、今後の動向次第では延期となる場合があります。延期となる場合は、別途お知らせいたします。

●現状を踏まえると、前述の延期分(4/17～5/6)の試験を、令和2年7月1日以降に実施する可能性が高いため、現在試験日程の連絡待ちとなっている案件については、新たな試験日の設定を当面見合わせることといたします。

～ 感染拡大の防止にご理解、ご協力をお願いします ～

(参考)

法務省より、技能検定等の受検ができない場合の取扱い(「特定活動(4ヶ月)」)が公表されております。以下URLより事前にご確認ください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00026.html